

# 福岡県交通対策協議会設置要綱

(昭和47年6月2日)

## (設置)

第1条 福岡県における交通対策について調査協議するため、福岡県交通対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 協議会は交通対策に関する重要事項について、調査協議する。

## (組織)

第3条 協議会は次の各号に掲げるところにより、知事が委嘱する委員をもって組織する。

- |                              |       |
|------------------------------|-------|
| (1) 学識経験を有する者                | 12人以内 |
| (2) 県議会議員                    | 9人以内  |
| (3) 福岡市、北九州市の職員および市町村長       | 4人以内  |
| (4) 運輸事業を営む法人の役職員および労働団体の代表者 | 8人以内  |
| (5) 関係行政機関の職員                | 6人以内  |

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

- 前条第2号、第3号および第5号に掲げる職にある委員が、前項の任期満了前にその職を離れた場合における当該委員の任期については、前項の規定にかかわらず、その在職中とする。
- 委員が欠けた場合にその補充として任命又は委嘱された委員の任期は、その残任期間とする。
- 第1項の規定にかかわらず、任期満了時を超えて協議する懸案事項がある場合は、その協議終了時をもって任期満了時とする。ただし、その場合の任期は、3年を超えないものとする。

## (会長および会長代理)

第5条 協議会に会長を置き、第3条第1項に掲げる委員のうちから、委員が選出する。

- 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (幹事)

第7条 協議会に幹事若干名を置き、県の職員または関係行政機関の職員のうちから知事が任命または委嘱する。

- 幹事は、会長の命をうけて会務に従事する。

## (庶務)

第8条 協議会の庶務は、企画・地域振興部交通政策課において処理する。

## (その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会の議を経て、会長が別に定める。

## 附則

この要綱は、昭和55年9月1日から適用する。

## 附則

この要綱は、平成10年10月26日から適用する。

## 附則

この要綱は、平成23年12月21日から適用する。

## 附則

この要綱は、平成28年10月6日から適用する。